36　専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が三・五トンを超えるものについては、当分の間、細目告示第十五条第七項（第十八項から第二十三項までの規定のただし書の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中、「同規則改訂版」とあるのは「同規則」と読み替えることができるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（運転者席）

第十八条の二　平成三十年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定に適合するものであればよい。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（車線逸脱警報装置）

第五十一条の二　平成二十七年七月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十三条の六第二項の規定並びに細目告示第六十七条の二、第百四十五条の二及び第百二十三条の二の規定は、適用しない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２５４号

埼玉県上尾市浅間台２丁目７番地７

債務者　小越　敏彦

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡部　晶子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８２号

名古屋市千種区京命１丁目６番２号　リバーサイド京命４－Ｂ号

債務者　藪田　友博

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木全　圭樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前11時25分

5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１９号

北九州市門司区奥田４丁目３番11―503号

債務者　安田　郁雄

1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福田　　宰

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７５号

静岡県浜松市中区幸２丁目45番10号　ヒルズ幸201

債務者　深野木さよみ（旧姓大城）

1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中島　直美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０４４号

札幌市白石区本通16丁目北８番15―105号

債務者　林　　明仁

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本間　裕美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７号

石川県七尾市藤橋町戊部28番地１　コーポ吉村202号

債務者　岩澤　忠紀

1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中上　勇輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで

金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第５０２号

兵庫県西宮市大井手町２番17―201号

債務者　福本　光雄

1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時

5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号

熊本県玉名郡南関町大字相谷943番地、住民票上の住所熊本県山鹿市久原3117番地１

債務者　森田　克彦

1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉田　賢一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時

5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで

熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９１８号

横浜市西区戸部本町51番25―Ｄ1024号

債務者　菊間裕太朗

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７号

愛知県豊川市蔵子７丁目７番地10　ウィルモア蔵子Ａ棟201号

債務者　白井　妙奈

1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大塚公美子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４４０号

埼玉県八潮市大字南川崎29番地　サザンクロスⅡ３号

債務者　杉山　政嗣

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小池　智康

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３３号

静岡市清水区由比阿僧189番地の１　社会福祉法人慈照会特別養護老人ホーム浜石の郷、住民票上の住所静岡市清水区三保2059番地の２

債務者　滝　　清

成年後見人　本杉　隆利

1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで

静岡地方裁判所民事第２部